

広島県公安委員会公告第155号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第1項第1号イに規定する駐車監視員資格者講習（以下「講習」という。）を実施するので、確認事務の委託の手続等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）第6条の規定により次のとおり公示する。

令和8年9月3日

広島県公安委員会
委員長 西 野 泰 代

1 講習の実施日時等

項目	講 習 期 日	講 習 時 間	講 習 場 所	定員
講習	令和8年10月19日（月）及び 令和8年10月20日（火）	（受 付） 午前8時15分から 午前8時45分まで （講 義） 午前8時45分から 午後4時30分まで	受講人員に応じて、次のとおりとする。 〔受講人員10名以下〕 広島市中区基町1番4号 広島県警察本部 別館基町庁舎西館	30名 程度
修了 考查	令和8年10月26日（月）	（受 付） 午後1時00分から 午後1時20分まで （考 査） 午後1時40分から 午後2時40分まで	〔受講人員11名以上〕 広島市佐伯区石内南三丁目 1番1号 広島県運転免許センター 庁舎	

2 受講希望手続

(1) 届出方法

受講の申込みを行う前に、受講希望の届出を行わなければならない。

受講希望の届出は、往復はがきで行うものとし、定員を超えた場合は、抽選により決定する。

なお、往復はがきによる受講希望の届出は1人1通のみとし、同一人による2通以上の届出があっても1件として取り扱う。

(2) 受付期間

令和8年9月3日（木）から令和8年9月17日（木）まで（必着）

(3) 送付先

〒730-8507 広島市中区基町9番42号
広島県警察本部交通部交通指導課駐車管理室

(4) 記載事項

往信用はがきの裏面に受講希望の旨を記載するとともに、次のアからエまでの事項を

記載し、返信用はがきの表面には送付先の郵便番号及び住所並びに氏名を記載し、その裏面には何も記載しないこと。

ア 郵便番号及び住所

イ 氏名（ふりがなを付けること。）

ウ 電話番号

エ 受講者に決定した場合の受講申込書の提出先

次の(ア)又は(イ)から選び、(ア)の場合は「本部」と、(イ)の場合は警察署名を記載すること。

(ア) 広島県警察本部交通部交通指導課駐車管理室

(イ) 広島県内の警察署の交通（第一・第二）課又は地域交通課

(5) 受講希望届出の結果及び講習場所の通知

令和8年9月18日（金）に発送予定の返信用はがきで、受講希望届出の結果及び講習場所を通知する。

3 受講申込手続

受講希望手続により受講申込者に決定した者（以下「受講申込決定者」という。）は、次のとおり受講申込手続を行うこと。

(1) 受付期間

令和8年9月29日（火）から令和8年10月14日（水）まで（広島県の休日を定める条例（平成元年広島県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 受講申込書の入手方法

広島県警察ホームページの「駐車監視員資格者講習の受講申込みと認定申請」からダウンロードする、又は前2の(4)のエの(ア)若しくは(イ)の場所で前(1)の受付期間内に直接受け取ること。

(3) 受講申込書の提出先等

ア 提出先

前2の(4)のエの(ア)又は(イ)のうち、受講希望の届出の際に提出先として記載した場所

イ 提出方法

受講申込者本人が直接持参すること。ただし、受講申込者からの委任状（複数人の場合は連名も可。様式は問わない。）がある場合は、代理人が提出することができる。

(4) 提出書類

ア 受講申込者に決定した旨の通知（返信用はがき）

イ 駐車監視員資格者講習受講申込書（正本（裏面に氏名及び撮影年月日を記載した写真を貼付したもの）及び副本）

(5) 受講手数料

受講申込書の提出時に受講手数料20,000円を納付すること。

なお、納付された受講手数料は返還しない。

(6) e-Gov電子申請

受講申込決定者が、オンラインによる受講申込みを行う場合は、前(3)及び(4)によらず、前(1)の受付期間内にe-Gov電子申請（デジタル庁が運営する電子申請のポータルサイト）を利用して行うこと。

また、前(5)の受講手数料については、申込み後の手数料納付に係るメールを受信した後に、前(1)の受付期間内に前2の(4)のエの(ア)又は(イ)の窓口において納付すること。

なお、前(1)の受付期間内に受講手数料の納付のない場合は、受講できないものとする。

4 講習内容

講義14時間（1日7時間）及び修了考査1時間の合計15時間（修了考査合格者には、当日、駐車監視員資格者講習修了証明書を交付する。）

5 持参物

- (1) 駐車監視員資格者講習受講票（受講申込書を受理した際に交付される受講票）
- (2) 筆記用具
- (3) 本人確認のための書類（運転免許証、旅券等）

6 問合せ先

広島県警察本部交通部交通指導課駐車管理室

電話（082）228-0110